

第九管区海上保安本部公示第 42 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 8 月 5 日

第九管区海上保安本部長

古川 大輔 （公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名称 国土交通省北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所
住所 石川県金沢市大野町 4-2-1
名称 第九管区海上保安本部
住所 新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
区域 金沢港（下図に示すとおり）
期間 令和 8 年 8 月 24 日から 10 月 9 日までのうち 4 日間
- 3 水路測量の実施方法
GNSS により測位し、音響測深機による測深を行う。
- 4 航行船舶に対する安全措置
作業船は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）
第 6 条に定める白紅白の標識を掲げる。



海洋状況表示システム(<https://www.msl.go.jp>)を加工して作成[海上保安庁(JCG)/Esri Japan]